

新型コロナウイルス特例貸付 償還(返済)免除の手続きについて

あなたが借りた特例貸付(総合支援資金 再貸付)は、令和7(2025)年から償還(返済)がはじまります。

ただし、国が決めた要件にあてはまる場合は、「償還免除」となり、お金を返済いただく必要がなくなります。この書類をよく読んで、必要な手続きをおこなってください。

1 償還免除の手続きについて

償還免除は、国の決まりにより、借りた資金の種類ごとに別々の年に手続きが必要です。
令和6(2024)年に償還免除の手続きができるのは、「総合支援資金 再貸付」です。

2 令和6(2024)年に償還免除になる要件について

国の決まりにより、令和6(2024)年度に、「あなた(借りた人)」と「あなたの世帯の世帯主」が両方とも「住民税均等割・所得割どちらもが非課税」であれば、償還(返済)免除の対象となります。

償還免除の対象になるかどうか、わからない人はまずは2~3ページをお読みください。

3 現在、特例貸付(総合支援資金(初回、延長))を返済中の方へ

令和6(2024)年度に、「あなた(借りた人)」と「あなたの世帯の世帯主」が両方とも「住民税均等割・所得割どちらもが非課税」であれば、別途、申請書を提出していただくことで、基準月以降の返済が免除となります。

4 償還免除の申請方法 – 償還免除の要件があてはまる方の手続き方法 –

- 申請締切日 令和6(2024)年8月30日【当日消印有効】
- 申請先 兵庫県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター
- 必要書類 必ず次の3種類の書類を提出してください。
書類不備や申請書の記入漏れがある場合は再提出が必要です。
償還免除申請書の書き方は、「記入例」をお読みください。

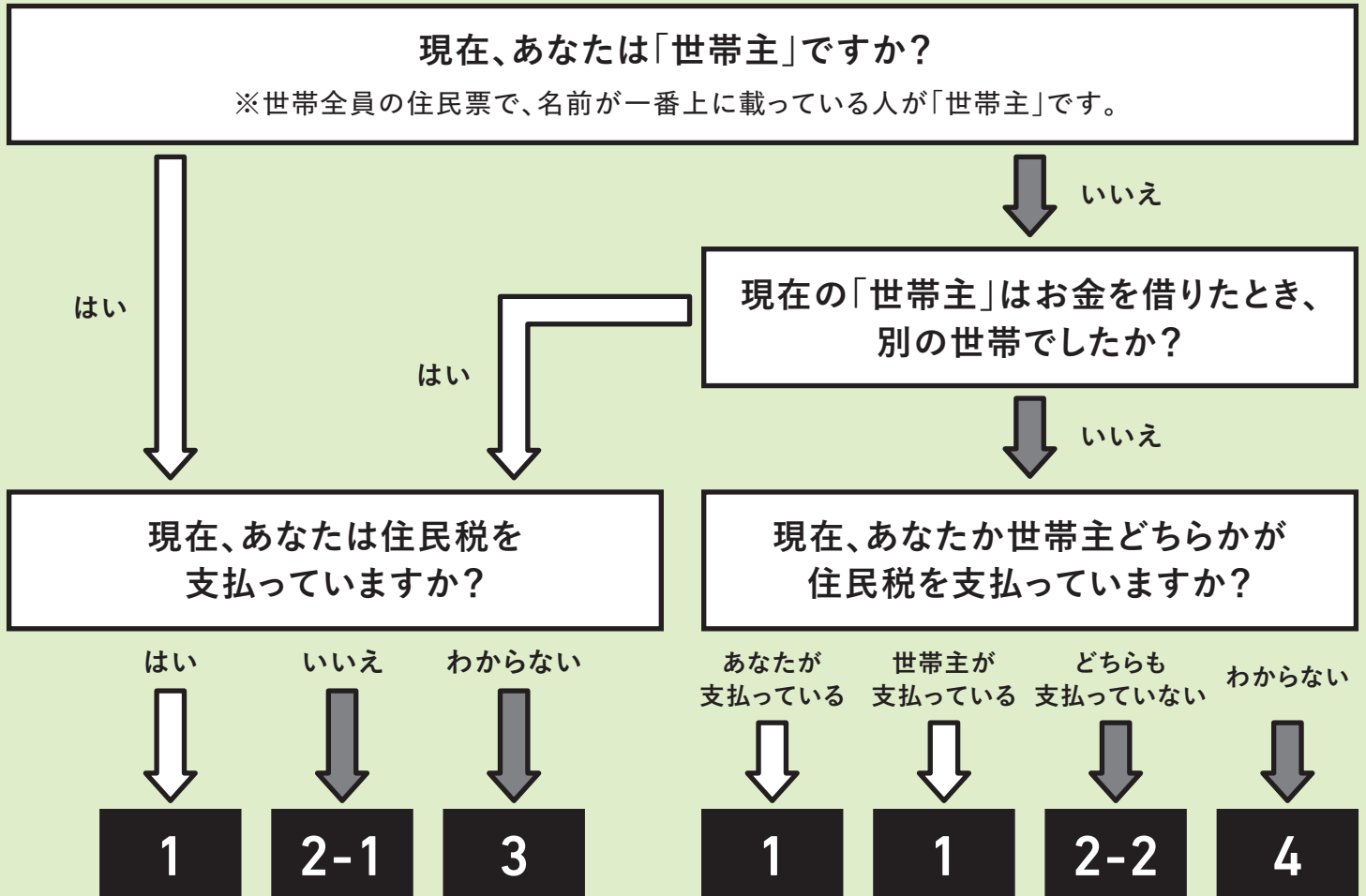
【重要】 提出する書類

1	償還免除申請書
2	世帯全員の住民票(世帯主の記載あり。マイナンバー記載なしで発行3か月以内のもの) ※発行手数料は申請者負担です
3	非課税であることの証明書(あなたと世帯主分/あなたが世帯主の場合はあなたの分のみ) ※非課税証明書又は課税証明書で「住民税均等割・所得割どちらもが0円」 ※発行手数料は申請者負担です

※この書類と一緒に入っている返信用封筒に入れ、切手を貼らずに郵送してください。

5 償還免除になるかどうか確認する方法

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。



1 償還(返済)が必要です。

再度、令和6(2024)年度の住民税課税かどうかを確認してください。住民税非課税であれば償還(返済)が免除となります。

償還(返済)が必要な方は、「8」の手続きへ

2-1 あなたが「住民税非課税」なので、償還免除の対象です。

2-2 あなたと世帯主が「住民税非課税」なので、償還免除の対象です。

「4」の手続きへ

3 あなたが「住民税非課税」かどうか確認してください。⇒「6」へ

4 あなたと世帯主が「住民税非課税」かどうか確認してください。⇒「6」へ

★市区町役所によっては、「非課税証明書」ではなく、「課税証明書」によって非課税であることを証明することがあります。

★住民税の申告をしていない場合は、市区町役所の税務の担当窓口で申告をしてください(4ページ)。

6 住民税について確認する方法

あなたの状況を、「はい」「いいえ」「わからない」でお答えください。

※収入が年金だけの場合、役所で「非課税」か「課税」か確認をしてください。

令和5(2023)年1～12月に収入があった

はい ↓

働いている会社やお店が、市区町村に給与の報告をしている

いいえ ↓

わからない ↓

はい ↓

自分で確定申告または
住民税の申告をした

いいえ ←

収入は給与だけ

いいえ ↓

はい ↓

はい ↓

役所で「非課税」か「課税」か確認してください

役所で住民税の申告をしてから、「非課税」か「課税」を確認してください
住民税の申告については、次のページを見てください

非課税だった

「あなた」、またはあなたが世帯主ではない場合は、「あなた」と「世帯主」の非課税証明又は課税証明書で「住民税均等割・所得割どちらもが0円」を確認の上、ご用意ください。

非課税証明(課税証明書)は、令和6(2024)年1月1日に住民票があった市区町の役所で手に入れることができます。※発行手数料は自己負担です。

わからないときは、市区町役所の税務の担当窓口にお尋ねください。

※社会福祉協議会では、あなたや世帯主が非課税かどうかや課税証明のために必要な書類の詳細は分かりません。

課税だった

償還(返済)が必要です。「8」の手続きへ

住民税の申告

令和6(2024)年の1月1日に住民票があった市区町役所の税務課の窓口か郵送で申告をします。
わからないときは、市区町役所の税務の担当窓口にお尋ねください。

※社会福祉協議会では住民税申告の手続き、お問合せに対応いたしかねます。

【住民税の申告に必要な書類】

- 住民税の申告書 ※市区町によって様式が異なります。
- 本人確認書類
- マイナンバー ※マイナンバーカード、マイナンバー通知カード、住民票などで確認してください。
- 所得の証明書類
 - ・会社やお店で働いている人 給与収入の「源泉徴収票」や1年分の給与明細など
 - ・公的年金がある人 公的年金「源泉徴収票」
 - ・個人で事業をしている人 帳簿や領収書など所得を証明できるもの
- 控除書類 ※課税される所得の金額を減らしたい人は用意してください。控除を受けない人は用意する必要はありません。
 - ・自分で支払った社会保険料などの領収書
 - ・生命保険、地震保険などの控除証明書
 - ・医療費控除の明細書、医療費の領収書
 - ・寄付金の領収書
 - ・障害者手帳 など

7 償還(返済)免除申請の結果のお知らせについて

償還免除となったかどうかに関しては、令和6(2024)年の10月以降に順次お手紙でお知らせしますので、お待ち願います。免除結果は、兵庫県社会福祉協議会からご本人宛に郵送で通知し、電話では回答しません。少しでも早く結果を送付できるよう努めますので、審査状況や結果に関するお問合せはお控えくださるようお願いいたします。

なお、生活保護受給中に貸付を利用されていたり、同一世帯で重複して貸付を利用されていたり、本貸付の利用において虚偽がある場合など、不正な貸付が認められた場合は免除とならず、一括償還をしていただきます。

8 償還(返済)免除にならないとき

令和7年1月以降に償還(返済)がはじまります。償還の開始月と月額は、追ってお知らせします。

※特例貸付緊急小口資金・総合支援資金(初回、延長貸付)の返済中の方へ

既に、返済用の口座登録をしている方は、口座登録は不要です。

払込票で返済中の方は、口座登録をお願いします。

口座登録の方法は、県社協ホームページ「新型コロナウイルス特例貸付償還のご案内」のページからご確認をお願いします。



兵庫県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター **0120-552-039**

※時間帯によっては、混雑の為、電話がかかりにくい場合がありますので、時間帯を変えておかけ直し願います。

ホームページ：<https://www.hyogo-wel.or.jp/topics/coronatokurei.repayment1.php>